

就学後の保育に欠ける児童に対する保育サービスの現状と課題**—ある自治体の「放課後子どもプラン」の取り組みから—**

東北福祉大学大学院・博士課程 今 清孝 (7759)

キーワード：放課後子どもプラン、放課後健全育成事業（学童保育）、放課後子ども教室推進事業

1. 研究目的

保育所の「保育に欠ける」児童が小学校に就学する際、学校教育法第4章第36条では「学齢に達しない子は小学校に入学させることができない。」と規定するだけで、保育に欠けない状態、或いは保育を必要としない状態であるかを問うてはいない。厚生労働省は、この「保育に欠ける」児童の放課後の生活の安全を保障するため、「放課後児童健全育成事業（学童保育）」を自治体を実施させている。また文部科学省は、放課後や週末等に子どもが安全で安心して、健やかに育まれるよう、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組みとして「放課後子ども教室推進事業」を自治体を実施させている。この「放課後児童健全育成事業（学童保育）」と「放課後子ども教室推進事業」とを一体化させるべく、2009年度より「放課後子どもプラン」を両省大臣の合意でスタートさせたが、松浦ら（2011：和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 No.21 2011）の研究では、双方の事業の「一体化」にはそれぞれの事業設立趣旨や活動経緯や内容からも無理があり、相互の「連携」した事業展開が肝心であると結論づけている。このように児童福祉と教育の両分野から、放課後児童の生活の安全をいかに保障するかが課題として示されている今日、就学児童の生活全体の中での放課後の安全保障を、これら両事業の実施主体である自治体の具体的な取り組みから、放課後児童の現状と課題を、安全な生活時間の確保という視点から探ることは有意なものである。

2. 研究の視点および方法

現在、就学後の児童の放課後の生活について、その安全を保障している資源は、学童保育など幾種もあるが、既存の社会的資源が保障してきた小学校低学年児童の生活を、各種事業報告及び先行研究、事業実施自治体に対する聞き取り等から考察し現状と課題を探り、課題解決の方策を検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究を中心に行うもので、引用文献および参考文献の著作の扱いについて日本社会福祉学会「研究倫理指針」に従うものである。

4. 研究結果

低学年の就学児童の放課後の生活は、保護者が不在の場合は、子ども一人或いは兄弟、友人など子ども同士で保護者が帰宅するまでの時間を過ごすことになり、こうした状況を不安視する保護者は多く、学童保育を利用している児童の数も約85万人いるが、学童保育の「潜在的な待機児童」が50万人以上いると推測している（2012年 学童保育の実施状況調査 全国学童保育連絡協議会）。

こうした状況から保護者から学童保育等に対する要望が出されてはいるが、学童保育の「潜在的な待機児童」は解消されていない。2009年度よりスタートした「放課後子どもプラン」について、松浦ら（2011：和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 No.21 2011）は、「放課後子どもプラン」は、放課後児童の生活を充実させるために、厚生労働省と文部科学省が共同して事業展開を図ろうとしたが、実施主体となる自治体において、「放課後健全育成事業（学童保育）」と「放課後子ども教室推進事業」を「一体化」もしくは「連携」させる受け皿となる下地が出来ていなかった事が、実効性を低下させていると指摘し、この事業を成功させるためには、子どもの生活空間を、家庭空間を時間的・経済的・文化的に保障すること、放課後空間を交友・仲間空間として保障すること、学校空間の肥大化を抑え、家庭・地域・学校の3つの空間バランスを確立することの3つの視点から子ども育成支援策を、教育学・心理学・社会学・地域福祉ほかの研究分野のカップリング研究をベースに立案を進めることが必要であると言っている。しかし各自治体の実情は、報告書やHPに公開されている事業報告などを見る限り、現在の「放課後子どもプラン」の取り組み状況は、学童保育の場所と「放課後子ども教室」の量的整備に努めている自治体や、放課後児童の安全な居場所づくりのため、小学校区に児童館や「放課後子ども教室」がない地域に対し両方の機能を併せ持つ「放課後子ども教室」の設置をモデル事業で実施し、課題を見つけようと取り組んでいる自治体もあるが、事業の「一体化」や「連携」に苦慮していることが窺える。また松浦らの放課後児童の空間に着目した支援策の策定にあたっての視点の提言は生かされておらず、各自治体は、ハード面と機能面の充実と工夫に力を注いでいるものの、依然として事業趣旨の「一体化」や「連携」がスムーズにできていない課題を抱えていることが分かった。

5. 考察

松浦らが指摘するように、児童の家庭・学校・地域の空間的整備が重要であることはもちろんであるが、現在、自治体が放課後児童の居場所の整備に努めているながらも、解決しきれない課題が存在しているのが現状である。また自治体はその課題解決のための方策を、新たなモデル事業化をすることにより探ってはいるが、その結果はまだ出ていない。

「放課後子どもプラン」が思うような成果を上げられずにいる背景には、公的私的サービスの充実だけではなく、それら社会的資源の組み合わせ方や調整に課題があるのかも知れないし、或いは自治体の中で、両省に跨る事業に対しての不調整が生じているのかも知れない。また、その他の理由によるのかも知れない。

現在、いくつかの自治体に対して聞き取り調査を実施し、事業遂行のための課題を探っている途中であるが、その結果を報告する。